

# 「ジモティー」に町不用品を出品しています

地域の情報サイト「ジモティー」を運営する株式会社ジモティーと「循環型社会の形成に向けた連携と協力に関する協定」を令和5年9月6日に締結し、リユースの啓発およびごみの削減を通じた持続的社会の実現に向けた取り組みの一環として、不用となった町有物品等を順次出品しています。詳しくは、ジモティーのフリーマーケットサイトをご覧ください。(URL <https://jmtj.jp>)

■問合せ 財政課契約管理係 ☎72-6902



ジモティー  
プロフィール  
ページ

年末の交通安全県民総ぐるみ運動が実施されます！  
「マナーアップ！あなたが主役です」  
12月11日(水)から12月31日(火)までの21日間

▼特に意識してほしい4つのこと  
(1)こどもと高齢者の交通事故を防ぎましょう！

・横断歩道は歩行者優先です。横断歩道手前は停止可能な速度で走行しましょう。

・高齢者の方で運転に不安を感じる方は運転免許証自主返納制度をご活用ください。(詳しくは左のQRコードからご覧ください)



ホームページ

(2)飲酒運転を絶対にしない、させないようにしましょう！

・飲酒運転の原因の一つが、ドライバー自身の過信や油断です。「事故を起こさない自信があった」「目的地が近かった」など、安易な理由から飲酒運転におよんでいます。強い意志を持ち、皆さんで飲酒運転を根絶しましょう。

※町は、町制施行70周年を記念して、FM大阪と協力して飲酒運転撲滅プロジェクト「SDD N A S U」を展開しています。



(3)自転車利用時にはヘルメットを着用するとともに、交通ルールを順守しましょう！

・道路交通法の改正により、自転車運転中の「ながらスマホ」や「酒気帯び運転」に対する罰則が強化されています。これらを絶対にしないように心がけましょう。

・自転車利用時のヘルメット着用は努力義務となっておりますが、大切な命を守るために積極的に着用しましょう。

(4)「ライト4(フォア)運動」「原則ハイビーム」を徹底しましょう！

・夕暮れ時は、視認性の低下や注意力の散漫等による交通事故の発生が懸念されます。特に年末は日没時刻が早まるため、午後4時に前照灯を点灯する「ライト4(フォア)運動」と、夜間走行時に対向車や先行者等がいる場合を除き、「原則ハイビーム走行」を徹底しましょう。

▼問合せ 総務課危機管理係 ☎72・6901

## 除雪への協力をお願いします

積雪期を迎え、除雪を円滑に進めるとともに安全な通行を確保するため、除雪への協力をお願いします。

### 除雪の実施体制

道路の積雪状況や気象状況から判断し、降雪10センチメートルを基準に除雪車が出勤します。町および事業者が所有する除雪車を使用し、町内事業者に委託して除雪を実施します。

積雪状況を的確に把握し、委託事業者だけでは対応が困難であると判断した場合には、災害時の相互協定を締結する自治体や事業者と協力要請を行い、除雪体制の強化を図ります。

### 除雪への協力をお願いします

除雪車は町内の広範囲を限られた時間で除雪するため、道路脇に雪をかき分ける除雪を実施します。玄関前や敷地進入口に残る雪の処理は、各家庭でお願いします。

また、路上駐車は除雪の妨げになりますので、絶対にやめてください。

### 適正な樹木管理のお願い

私有地から道路に張り出した竹や木の枝に雪が積もると、重みで道路上におおいかぶさる可能性があります。通行や除雪作

業の支障となる場合がありますので、所有者は適正な維持管理をお願いします。

▼問合せ 建設課維持管理係 ☎72・6914

## 水道管の凍結防止について

気温が氷点下になると水道管がひき出しになっていないところや、あまり使用していない蛇口は凍結の恐れがあり、注意が必要です。

○凍結したときは 自然に溶けるのを待つか、凍った部分にタオルをあて、ぬるま湯をゆっくりかけて溶かしましょう。

※熱湯をかけると水道管が破裂することがありますので、絶対にしないでください。万が一、凍結などで水道管が破裂した場合は、メーターボックスの中のバルブを一時的に閉めて水を止め、町指定工事業者へ速やかにご連絡ください。

※町指定工事事業者名簿はホームページに掲載しています。

▼問合せ 上下水道課水道施設係 ☎72・6920



ホームページ

